



チャイエックス・ジャパン媒介業務サービス・ガイド

V1.4

2017年8月28日

目次

1. はじめに	1
2. 媒介業務サービス参加要件	1
3. 媒介業務サービスの概要	1
3.1. 媒介対象	2
3.2. 媒介業務サービスにおけるスケジュール	2
3.3. 通貨	2
3.4. リスク管理	2
3.5. 媒介価格の決定方法	3
3.6. 条件合致処理の際の株数単位	3
3.7. 呼値	3
3.8. 売買管理機能	4
3.9. 媒介の停止・制限	4
3.10. 媒介依頼の取消し	4
3.11. 媒介の取消し	4
3.12. 媒介参加料・媒介手数料	4
4. システム構成図	4
5. 媒介依頼方法の種類	5
5.1. ペグ設定	5
定義	5
ミッド・ペグ	5
プライマリー・ペグ注文:	5
マーケット・ペグ注文	5
5.2. 媒介処理の最小株数設定 (Minimum Quantity)	6
5.3. 期限に関する設定	6
5.4. 自己クロス防止設定	6
6. 媒介参加者接続ガイド	7
6.1. サービス及びプロトコル	7
6.2. FIX 接続	7
6.3. 接続テスト	7
6.4. 接続承認	7
7. 媒介申込契約の締結時における書面	7
8. 業務開始後の各種報告	8
連絡先	8

本資料記載の内容の著作権は、原則として当社に帰属し、著作権法により、当社に無断で転用、複製等を行うことはできません。本資料記載の内容は、作成時点における最新のものです。内容の正確性及び完全性を保証又は約束するものではなく、今後予告なしに内容を変更又は廃止する場合があります。最新の内容は当社ウェブページにてご確認ください。また、当該内容の欠落、誤謬等又は当該情報によって生じたいかなる損害についても、当社はその責を負いかねますので、ご了承ください。

お読みください：当社は、当社ウェブサイト及びマーケティング資料にて、媒介参加者名について言及させて頂く場合がありますので、ご了承頂けない場合はお知らせください。媒介参加者様がチャイエックス・グ

ループに提供された情報は、チャイエックス・グループにてサービスの運営、サポート及び改善に使用されます。媒介参加者様において、上記情報共有の取扱いをご了承されない場合は当該情報の提供をお止め頂くか、当社まで事前にお知らせください。当社の情報共有及びプライバシーポリシーに係る詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください。

サービスガイド 更新履歴

項目	変更点	バージョン
1	初版	0.1
2	<ul style="list-style-type: none"> ➤ マッチング時刻の変更 ➤ 3.4 Cancel-on-TostNET-failure 機能の追加 ➤ 3.1 信用取引の取り扱いについての追記. ➤ 3.8 媒介依頼の取り扱いについての説明 ➤ ご質問について、マーケットオペレーション部のコンタクト情報を追加。 5.2 最少約定株数設定について説明を追加 ➤ 3.9 媒介の停止、制限について修正 ➤ 3.10 媒介依頼の取り消しについて修正 ➤ 	1.0
3	3.6 呼値における売買単位の修正	1.1
4	3.4 ハードリミットチェックの変更、キルスイッチ機能の追加	1.2
5	<ul style="list-style-type: none"> 5.4 自己クロス防止設定の拡充（自己注文同志のクロス防止機能に加え、同一コードによるクロス防止設定をもつ、他社からの注文も含み、クロスさせない設定の追加） 5.5 ダイナミックリミットプライスの追加 	1.3
6	5.4 自己クロス防止設定について、運用方法の追加	1.4

1. はじめに

本ガイドは、当社による媒介業務サービスに参加するに当たって、サービス内容、機能について説明するものです。更に、システムの接続に関する概要も記載しております。接続に関する詳細な仕様等については、媒介契約の手続きを進める中で、改めてご案内いたします。本ガイドに記載のある書面等のご質問は、最終ページの連絡先までお問い合わせください。

2. 媒介業務サービス参加要件

本邦金融商品取引業者として登録されており、東京証券取引所における総合取引参加者資格を有することを要件とします。

3. 媒介業務サービスの概要

チャイエックス・ジャパン株式会社（以下、チャイエックス）は、Kai-X 媒介業務サービス参加者（東京証券取引所市場参加者）からの媒介依頼を受け、その条件が合致した際に、その合致内容（価格、株数、相手方証券会社名等）を当該依頼者へ系統的に連絡いたします。連絡を受けた媒介参加者は、延滞なく東京証券取引所立会外市場（以下「ToSTNeT」という）へ取次ぐことで、立会外取引を成立させます。

媒介参加者ご自身のシステムによる ToSTNeT への取り次ぎに加え、選択肢の一つとして媒介参加者からのご指定により、ToSTNeT への条件合致内容の電子的送受信を、媒介業務付帯サービス（以下「付帯サービス」という）としてご利用も可能です。媒介サービスにおける ToSTNeT 取引の主体は参加証券会社であり、参加証券会社が責任を持ってお客様のご注文を ToSTNeT に取次ぐもの、また付帯サービスは、チャイエックスが提供する ISV サービスとして、ToSTNeT への取り次ぎを系統的にサポートするものとなります。

付帯サービスとは

チャイエックスの付帯サービスとは、参加証券会社が東京証券取引所（以下「東証」）に対して、当社の媒介業務により条件が合致した内容を ToSTNeT に電送するにあたり、当社施設内に設置されたシステムサーバを通じて行うことができるよう、ISV サポートを提供するものです。尚、参加証券会社が付帯サービスの利用を希望する場合、チャイエックスは東証に対して、付帯サービス利用証券会社名、担当者名及び連絡先を報告いたします。その情報を元に、東証は参加証券会社に対して『ToSTNeT システムの仮想サーバの管理に対する確約書』を配布し、当該確約書が東証に提出され受理された段階で、責任をもって Kai-X 付帯サービスを利用して ToSTNeT への取次を開始できるプロセスとなっております。

万一、付帯サービスにおいて、参加者による意図しない成約媒介等があった場合、チャイエックス及び当該参加者（売り手、買い手）は、意図なき成約媒介について適切な対処をすべく努めます。

付帯サービスを利用する場合は、参加者質問票の中の所定の欄にて、ご指定頂きます。

3.1. 媒介対象

本邦上場株式（上場受益証券等を含む）の中から当社が選定した銘柄を取扱い銘柄とします。尚、信用取引については、当面お取扱いはございません。当社における取扱銘柄につきましては、当社 SFTP サーバにて提供いたします。

3.2. 媒介業務サービスにおけるスケジュール

媒介依頼の受付は、営業日の午前 8 時 00 分から、午後 3 時とします。ただし、条件の合致処理は、東京証券取引所のザラバ方式による取引において、売買両気配が提示されていることを条件とします。

内容	時刻	説明
媒介参加者との接続	07:00	媒介参加者との接続開始。依頼内容の入力はできない。
媒介依頼受付開始	08:20	媒介依頼内容の受付を開始。
東証午前立会開始	09:00	継続的な条件の合致処理を開始。 (東証において両側気配が提示されていることを条件とする。)
東証午前立会終了	11:30	媒介依頼内容の受付を継続。 (条件の合致処理は行わない。)
東証午後立会開始	12:30	継続的な条件の合致処理を再開。 (東証において両側気配が提示されていることを条件とする。)
東証午後立会終了	15:00	媒介依頼内容の受付を終了。 (未成約の依頼電文は全て失効。)
媒介業務終了	15:05	FIX メッセージにて、未成約の依頼電文が全て取り消されたことを媒介参加者に連絡。
媒介参加者との接続 終了	18:00	全媒介参加者との接続を解除

注：時刻は、いずれも日本標準時

3.3. 通貨

日本円

3.4. リスク管理

1. 当社では、リスク管理項目として、以下の機能を装備しております。媒介依頼数量、媒介依頼金額のチェック：ハード・リミット（媒介参加者毎のセッション毎の媒介依頼数量、金額の上限）の設定により、管理機能が効果的に発揮できるようにしています。¹このリスク管理機能は Kai-X にて媒介依頼を受けつける際にまず実施され、

¹ 上限注文金額の計算式:

ペグ注文に関しては、『注文数量（単位 x 単位数） x 前日終値（コーポレートアクション調整済み）』

さらに付帯サービスによって ToSTNeT にマッチした数量、金額を報告する直前に、再度実施されるものです。ハードリミットは、媒介依頼を受けつけた時点及び、ToSTNeT レポート時の事前チェック、ともに媒介参加者により指定された同じハードリミットレベルでのリスクチェックを行います。

2. **Cancel on Disconnect (FIX のみ)**：接続不備の際には全ての未成約依頼が自動的に取り消されます（標準仕様では自動取消となります。自動取消をご希望でない場合は、参加者質問票の該当箇所にチェックを入れて下さい
3. **Cancel on ToSTNeT Failure**：以下の状況の場合、すべての媒介依頼中及び媒介依頼が成立し、約定報告待ちの媒介依頼はキャンセルされます。
 - ① 当該参加者の ToSTNeT セッションが切断された場合
 - ② 媒介成立注文を付帯サービスにより ToSTNeT レポートした際、ToSTNeT より一定時間約定報告がない場合。当該参加者の ToSTNeT セッションの安定稼働を確認するまで、新規媒介依頼は受け付けません。媒介成立報告後、ToSTNeT からの約定報告待ち時間は、30 秒に設定しております。
4. **Kill Switch: Kai-X** 参加者は、自身の媒介依頼用 FIX セッション、及び付帯サービスにてご利用の ToSTNeT セッションに対し、自ら媒介依頼を中止することが可能です。この機能は、FIX による Drop Copy (DCP)セッションの一部機能として提供しており、この機能を利用するための FIX メッセージ（詳細は Kai-X System Interface Specification をご参照ください）を送信することにより、
 - ToSTNeT レポートの停止 — 媒介依頼の ToSTNeT 報告は停止され、当該 FIX セッションからの Kai-X 媒介依頼はリジェクトされ、すべての媒介依頼はキャンセルされます。
 - ToSTNeT レポートの再開 — ToSTNeT への報告、および Kai-X への媒介依頼が再開されます。

3.5. 媒介価格の決定方法

一対一の媒介参加者を各当事者として、相互に合意された価格で媒介処理を遂行します。また、売買代金に 1 円に満たない端数が生じる場合には、端数を切り捨てます。また、条件合致処理の優先順位は、下記の順位に従って行われます。

1. 同じ媒介参加者により、売買両側の媒介依頼条件が合致した場合には、違う媒介参加者による条件の合致より優先し、媒介処理が行われる。
2. 媒介依頼が登録された時間の先後により、先に登録された依頼は、後に登録された依頼より優先される。

3.6. 条件合致処理の際の株数単位

金融商品取引所の定める売買単位と同一とします。

3.7. 呼値

呼値の単位は 0.01 円とします。ただし、それぞれ売買単位が 10 株の銘柄は呼値を 0.1 円、1 株の銘柄は、1 円とする。

3.8 売買管理機能

当社では、適正な媒介処理を確保し、疑わしい媒介依頼に対する注意を払い、売買管理を行っています。

3.9. 媒介の停止・制限

以下の場合、当社は媒介サービスを停止又は制限することがあります。

(個別銘柄の事由)

- 取扱有価証券について、金融商品取引所が、取引の停止を行った場合
- その他、当社が必要と認めた場合

(媒介依頼の取扱い)

- 金融商品取引所における売買停止の間は、新規依頼、及び訂正依頼の電文の受付はいたしますが、媒介処理は致しません。
- 既存依頼の媒介処理も行いませんが、当該依頼の取消しは受け付けます。
- 売買停止措置直前の媒介については、金融商品取引所に認められた場合に媒介が成立するものとします。

3.10. 媒介依頼の取消し

未成約注文の取消し又は変更については、Trading Interface Specification に定められた通り、システム上で行われます。システム上の問題により当該処理が不能の場合、参加者質問票に記載の担当者からの当社への電話依頼に基づき、依頼の取消しを受け付けます。当該受付は全ての未成約依頼の取消しのみとし、個別の取消しには応じられません。

3.11. 媒介の取消し

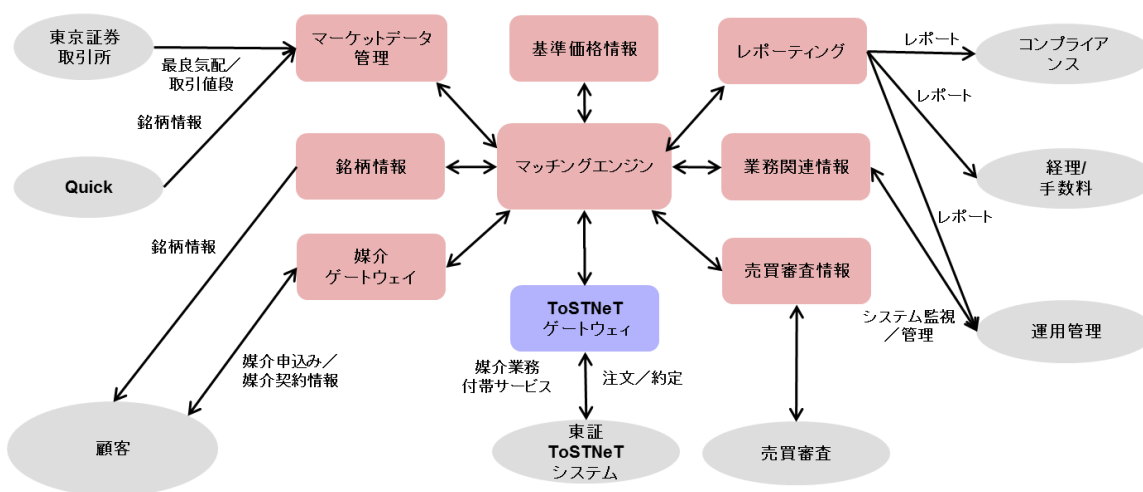
当社は、ToSTNeT にて約定した媒介については、一切取り消しを行いません。ただし、Kai-X にて媒介が成立（仮約定）し、ToSTNeT で約定する手前において万が一システム障害等が起り、ToSTNeT にて約定が出来なかった場合を除きます。

3.12. 媒介参加料・媒介手数料

当業務の媒介参加料及び媒介手数料は、別途、決定いたします。

1. システム構成図

媒介サービス構成図



5. 媒介依頼方法の種類

5.1. ペグ設定

定義

参照市場価格に基づき決定された価格による売り又は買いの媒介依頼をペグ設定とします。ペグ設定は、参照市場における最良気配を参照し、更新されます。ペグ設定の指値が更新される場合は、新たな媒介依頼として先に指定した優先順位（3-5をご参照）の原則に基づいて取り扱われます。ペグ設定には、以下3種類の設定があります。なお、参照市場には、株式会社QUICKが提供する各銘柄に関する主要取引所を用います。

ミッド・ペグ

上場株券等の参照市場における売り気配と買い気配の中値を媒介依頼価格とする手法。予め上限・下限指値を設定した場合、売りの媒介依頼の場合にはその下限指値まで下降し、買いの媒介依頼の場合にはその上限指値まで上昇します。

プライマリー・ペグ注文:

上場株券等の参照市場における最良気配を参照し、媒介依頼価格を決める手法。媒介依頼価格は、最良気配に連動して更新されます。予め上限・下限指値を設定した場合、その上限、下限を限度に、売りの媒介依頼の場合には下限指値まで下降し、買いの媒介依頼の場合には上限指値まで上昇します。

マーケット・ペグ注文

上場株券等の参照市場の最良売り気配を買い媒介依頼価格に、最良買い気配を売り媒介依頼価格に反映させる手法。例えば、マーケット・ペグの売り媒介依頼の場合、参照市場における最良買い気配を参照します。予め上限・下限指値を設定した場合、売り媒介

依頼の場合にはその下限指値まで下降し、買い媒介依頼の場合には上限指値まで上昇します

5.2. 媒介処理の最小株数設定 (Minimum Quantity)

媒介依頼電文に、媒介処理の最小株数を設定した場合、当該設定株数以上の株数に対して、条件が合致したときのみ、媒介処理をいたします。媒介処理後、万が一残株があり、残株数が最小株数設定より小さい株数の場合は、最小株数設定は無視され、反対側があれば媒介処理いたします。

5.3. 期限に関する設定

- Day：終日有効となる媒介依頼
- Immediate or Cancel：直ちに全株数の媒介処理ができなかった場合、未成約分が取り消される依頼設定。FIX メッセージとしては「取消」と表示されているが「失効」を意味する。
- Fill or Kill：直ちに全株数の媒介処理が不可能な場合には、取り消される依頼設定

5.4. 自己クロス防止設定

自己クロス防止設定フラグを付した媒介依頼が、以下の2種類の自己クロス防止フラグが付された、反対サイドの媒介依頼と条件が合致した場合、その合致処理を行わない設定。

5.4.1 同一証券会社からの注文クロス防止機能

自己クロス防止設定を付与された、同一証券会社からの媒介依頼は、合致処理を行いません。しかしながら、自己クロス防止設定が付与されていないその他の媒介依頼とは、合致処理を行い、且つ合致すべき他の媒介依頼を待つために、当該媒介依頼は Kai-X に残ります。

5.4.2 ユニバーサル自己クロス防止機能

Kai-X 参加証券会社経由で媒介依頼をされる投資家から見た場合、媒介依頼が同一の Kai-X 参加証券会社から依頼されたものであるかどうかに関わらず、同じ自己クロス防止設定（ユニバーサル自己クロス防止機能）が付与された媒介依頼は、他の証券会社経由で同一銘柄に対し反対媒介を依頼されたとしても、当社は合致処理をいたしません。たとえば、ある機関投資家の異なるデスクから、それぞれ別々の Kai-X 参加証券会社に媒介依頼を出された場合でも、ユニバーサル自己クロス防止設定を付与することにより、自社内でのクロスを防ぐことが可能となります。

本機能を利用する場合、参加証券会社は、ユニバーサル自己クロス防止設定の要望の有無を投資家と確認の上、チャイエックス・ジャパンプライアントサービスまでご連絡ください。

システム詳細は、Kai-X システム接続仕様書（v1.32 以降）をご参照ください。

5.5 ダイナミック・プライスリミット

新規で媒介を依頼する場合、Kai-X参加者は当該媒介依頼にダイナミックプライスリミットを設定することが可能です。ダイナミックリミットプライスとは、買い注文の場合は参照市場における高値を、売り注文の場合はその安値をKai-Xがリアルタイムに参照し、上限・下限価格とするものです。ダイナミックリミットプライスは、上限・下限指値と併せて利用することが可能となっており、媒介依頼が指値変更される場合は、以下の価格が設定されます。

買い注文の場合、最安値（上限指値もしくは主市場における高値）

売り注文の場合、最高値（下限指値もしくは主市場における安値）

6. 媒介参加者接続ガイド

媒介参加者と当社媒介業務サービスとの接続については、別途詳細資料をご提供いたします。以下に、接続に関する概要を記載しております。

6.1. サービス及びプロトコル

当社における媒介業務サービスとの接続に際しては、以下のサービス及びプロトコルを使用します。

- トレーディング：FIX4.2プロトコルにて提供。

6.2. FIX 接続

FIX4.2の標準メッセージに加え、以下については追加のカスタマイズ設定が必要となります。

- 発注シンボル（QUICKコード対応）付加機能
- 当社の取り扱わない注文種類の除外機能
- 電文送信前確認項目チェック機能

6.3. 接続テスト

媒介参加者と当社のシステム接続がされた後に、接続テストを行います。媒介参加者様は、当社のテスト環境に電文の送信を行い、メッセージを受信します。テスト・シナリオについては、媒介参加者個々に設定をお願いしています。

6.4. 接続承認

接続テストの終了後、接続承認が行われ、本番環境接続へと移行します。当該承認は、当社と媒介参加者相互に確認しつつ進めていきます。

7. 媒介申込契約の締結時における書面

媒介参加者様の媒介申込契約に際しては、当社は媒介参加者に以下の書面を配布・徴求します。

- 取引口座開設申込書
- 取引参加者質問票
- 届出事項変更届
- 内部者登録届出票

- 個人情報保護方針
- 媒介約款
- 媒介業務運営規程
- チャイエックス・ジャパン媒介業務サービス・ガイド

8. 業務開始後の各種報告

当社のサービスの一環として、以下の報告を行います。（書式見本の提供可）

手数料請求書

手数料請求書は、月次にて作成されます。（読み取り専用 PDF 形式）

日次媒介成約報告

毎営業日の業務終了後に作成される CSV ファイル形式の報告。媒介参加者が、SFTP サイトからダウンロード可能となっています。（詳細については、別途ご提供します。）

連絡先

一般的なご質問は、クライアントサービスまでご連絡ください。

メールアドレス：jp.client.service@chi-x.com

電話番号： 03 6366 8800

運営及び技術的なご質問は、マーケットオペレーション部までご連絡ください。

メールアドレス：jp.market.operation@chi-x.com

電話番号： 03 6366 8877

住所:

チャイエックス・ジャパン株式会社

東京都港区赤坂 4-9-25

新東洋赤坂ビル 7 階

郵便番号 107-0052

ウェブサイト:

<http://www.chi-x.com/japan/>